

子どもの福祉医療費給付金制度の拡充について

子育て世代の負担軽減のため、子どもの福祉医療費給付金制度を8月1日の診療分から拡充適用します。

1 拡充内容

(1) 子どもの福祉医療費給付金対象範囲を、高校生等の通院まで拡大します。

- ・現行は、高校生等（満15歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）の通院に係る医療費は、福祉医療費給付金の対象外であるが、これを対象に加えます。

(2) 子どもの医療費の窓口負担を無料化します。

- ・現行は、医療機関等ごと、1か月あたり500円の受給者負担金を窓口で支払う必要があるが、これを無料化します。
- ※ ただし、医療保険適用外のもの及び入院時食事療養費については、従来どおり支払う必要があります。

2 拡充時期

- ・令和4年8月診療分から

3 対象範囲拡大に伴う対象となる人数と対象となる子どもの人数（R4.7.15現在）

- ・新たに対象となる人数（高校生等） 1,742人
- ・子どもの福祉医療対象総人数 10,002人（1,742人含む）

4 予算額（6月補正予算）

- ・対象者の範囲拡大（高校生等）に伴う増額 1,700万円
- ・子どもの受給者負担金無料化に伴う増額 2,800万円
- ※ 市単独事業（県補助対象外） 計4,500万円

5 広報等について

- ・制度の拡充を円滑に進めるため、新たな対象者に対しまして、5月中に通知を発送し、電子申請又は申請書の提出により、福祉医療費給付台帳に必要事項を登録するなど、事前の準備をすすめる案内をしています。
- ・福祉医療費受給者証の更新時期（毎年8月）に合わせ、対象となる家庭へ窓口負担の無料化の内容等の通知を発送し、お知らせしています。
- ・市ホームページ、市報等で広報をしています。